

滋賀県環境こだわり農業 推進基本計画

平成31年(2019年)3月

滋賀県

目次

第1 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2 環境こだわり農業の現状と課題	2
1 これまでの成果	
2 現状と課題	
3 新たな動き	
第3 長期的な目標	8
第4 基本方針	8
第5 施策の方向と成果目標	9
◆重点施策1:環境こだわり農業の一層の拡大	9
(1) 環境こだわり農産物の生産拡大	
(2) 県内外への発信	
【成果目標】	
◆重点施策2:環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた新たな取組	11
(1) 水稲	
(2) 野菜等園芸作物	
(3) 加工食品での環境こだわり農産物（大豆等）の利用促進	
【成果目標】	
◆重点施策3:環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進	14
(1) オーガニック農業の推進	
(2) 琵琶湖と共生する「魚のゆりかご水田」の推進	
(3) 殺虫殺菌剤を使用しない栽培（除草剤のみ使用）の推進	
【成果目標】	
◆関連施策と連携した取組の推進	17

第6 計画の推進	18
1 各主体の取組と連携	
2 計画の進行管理と評価	
資料 用語解説	20
滋賀県環境こだわり農業推進条例	25

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

第1 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、琵琶湖をはじめとする環境と調和のとれた農業生産を確保するため、平成15年に滋賀県環境こだわり農業推進条例^{*}（以下「条例」という。）を制定し、平成16年度からは全国に先駆けて環境農業直接支払制度^{*}を導入しました。また、平成19年度からは本県の先進的な取組を取り入れる形で開始された農地・水・環境保全向上対策^{*}、そして平成23年度からは環境保全型農業直接支払交付金^{*}（以下「直接支払交付金」という。）といった国の制度を積極的に活用するなどしながら、環境こだわり農業の推進・支援に努めてきました。

こうした施策の展開により、環境こだわり農業の取組は大きく広がり、水稻においては県全体の作付面積の概ね半分が環境こだわり農産物^{*}として栽培され、直接支払交付金の取組面積は6年連続で日本一の取組となっています。

しかしながら、そこから収穫される環境こだわり農産物の流通量はその一部に限られており、認知度も低く、取組面積は頭打ちとなっています。

その一方で、平成27年9月の「琵琶湖の保全及び再生に関する法律^{*}」の制定、平成29年度からのSDGs^{*}の特徴を生かした施策づくりや世界農業遺産^{*}認定にむけた取組の始まりにより、琵琶湖の環境保全や生物多様性^{*}保全など、持続可能な農業を進める必要性がさらに高まってきました。また、平成30年産からの米政策の見直し等により、激化が予測される産地間競争への対応、さらには平成32年度からの直接支払交付金の制度見直しを踏まえた対応が早急に必要となっています。

このような状況の中で、オーガニック農業^{*}については、水稻における機械除草など安定生産・省力化技術の開発や大手量販店等によるオーガニック農産物^{*}を求める動きが活発化するなど、普及に向けての条件が整いつつあります。

こうした大きな環境変化による課題に対応するため、現行の滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（以下「計画」という。）を見直し新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

条例第7条の規定に基づく環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針や施策の方向、成果目標等を定める計画とします。

また、「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「有機農業の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものとします。

3 計画期間

計画期間は平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間とします。

第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 これまでの成果

- ・環境こだわり農産物の栽培面積は認証制度開始から10年間で14,000haを超え、その後一時的に減少したものの少しずつ増加し、平成29年には15,609haに達し、水稲では水稲作付け面積の45%で取組が実施されています（図1）。

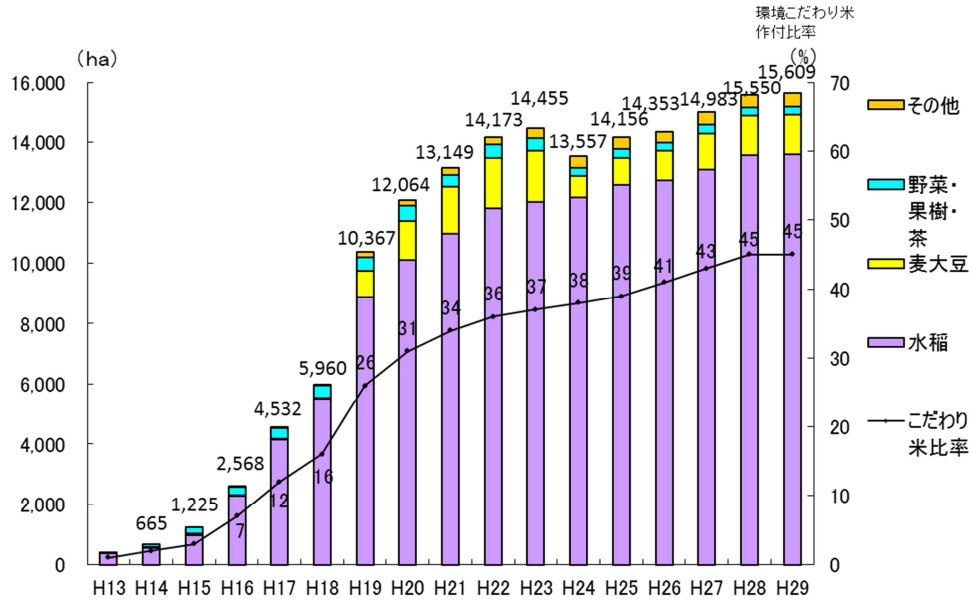


図1 環境こだわり農産物栽培面積、環境こだわり米*作付比率の推移

- ・全量環境こだわり農産物として生産されている「みずかがみ」*の作付けは2,575haに拡大し（図2）、京阪神等の実需者から一層の生産拡大を求められています。
- ・直接支払交付金の取組面積は全国の20%（H29）を占め6年連続で日本一となっています（図3）。

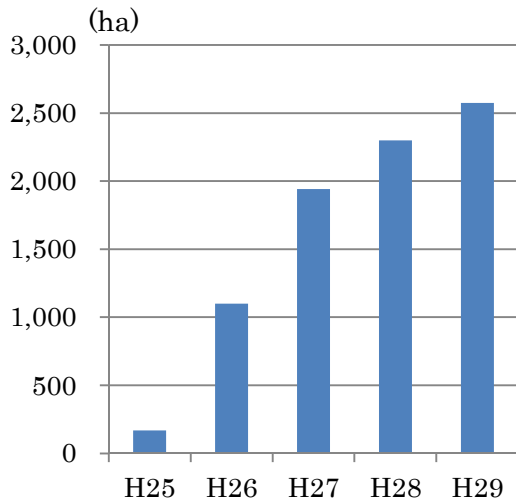


図2 みずかがみ作付面積の推移

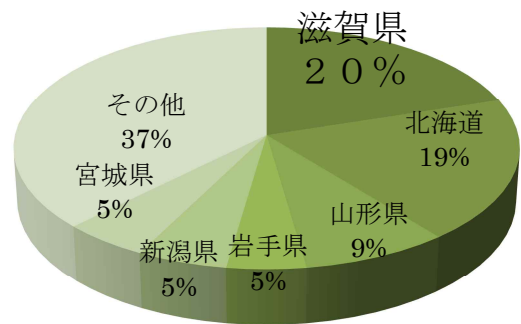


図3 都道府県別取組面積割合 (H29)

出典：直接支払交付金取組面積をもとに県作成

- ・水稲、野菜、果樹をはじめ、60 を超える様々な品目について（表 1）、1,200 を超える団体等が環境こだわり農業に取り組んでおり、その取組生産者数は 6,356 人で県内販売農家の 3 割を占めています（H29）。

表 1 野菜の品目別作付面積（H29・1ha 以上） (ha)

作物名	面積	作物名	面積
こまつな	31.9	レタス	2.6
ブロッコリー	24.7	はくさい	1.9
大かぶ	13.8	たらの芽	1.8
キャベツ	12.1	じゃがいも	1.8
にんじん	11.1	さつまいも	1.7
ほうれんそう	6.8	すいか	1.6
かぼちゃ	6.3	にんにく	1.5
たまねぎ	6.2	トマト	1.4
みずな	3.8	さといも	1.2
ミニトマト	3.8	まくわうり	1.1
ねぎ	3.2	スイートコーン	1.0
だいこん	3.0	葉だいこん	1.0

- ・また、環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷している生産組織は 100 近くあり、環境こだわり農産物を利用した加工品も、のべ 76 品開発（H29）されたほか、「魚のゆりかご水田[※]」など、生物多様性保全に向けた取組も増加してきました（図 4）。

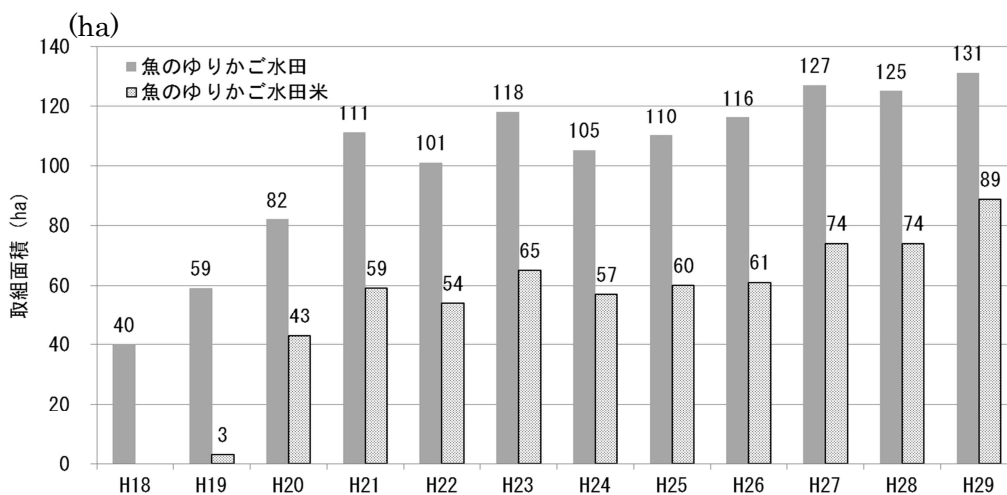


図 4 魚のゆりかご水田取組面積の推移

- ・農薬、化学肥料の削減に向け、温湯消毒など農業技術振興センターで研究・開発された技術が20件近く生産現場で普及しているほか、窒素投入量の削減に効果がある側条施肥田植機の普及率は98.6%(6条以上・H28)となっています。
- ・平成12年に比べ県内における化学合成農薬の使用量は約4割削減され(図5)、琵琶湖環境への農地系由来の全窒素の負荷は18.2%削減(H27)されました(表2)。

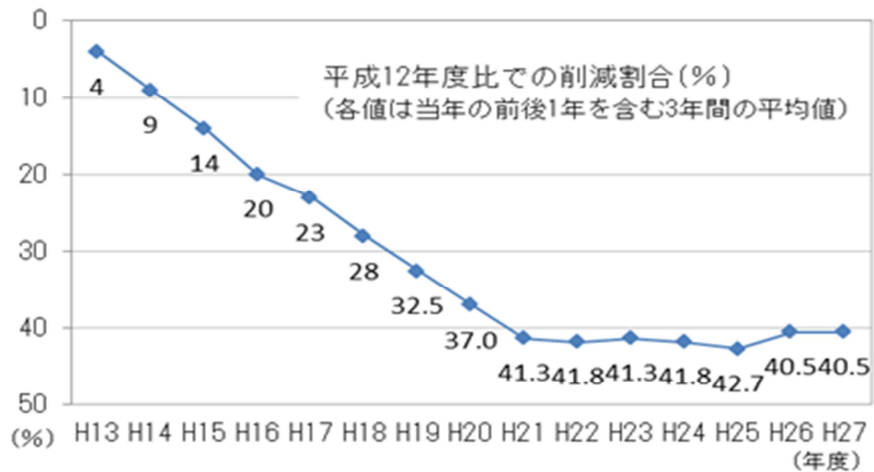


図5 県内への農耕地用農薬出荷量の推移(成分換算比)

表2 農地系から琵琶湖に流入する汚濁負荷量

	全窒素 流入負荷量(kg/日)	全リン 流入負荷量(kg/日)	COD 流入負荷量(kg/日)
平成12年度	2,241	119	5,321
平成27年度	1,834	101	4,611
削減率(%)	18.2	15.1	13.3

出典：琵琶湖に係る湖沼水質保全計画第7期(滋賀県・京都府)(平成29年3月)

2 現状と課題

(1) 生産・消費面

- ・慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合があり、コストや手間が増加するという状況は変わっていません。
- ・全量環境こだわり農産物として生産されている「みずかがみ」は、需要量に対し生産量が少なく、生産拡大が求められています。
- ・また、これまで取組拡大に大きな役割を果たしてきた直接支払交付金も全国的な取組の増加で予算が不足しており、制度見直しも検討されています。
- ・平成30年度に実施した滋賀県政世論調査では、環境こだわり農産物の認知度は45.7%と低く、継続して購入する消費者は27%に留まります(図6)。
- ・こうしたことから、環境こだわり農業の一層の拡大に向け、安定生産技術の普及と消費者理解の促進が必要となっています。

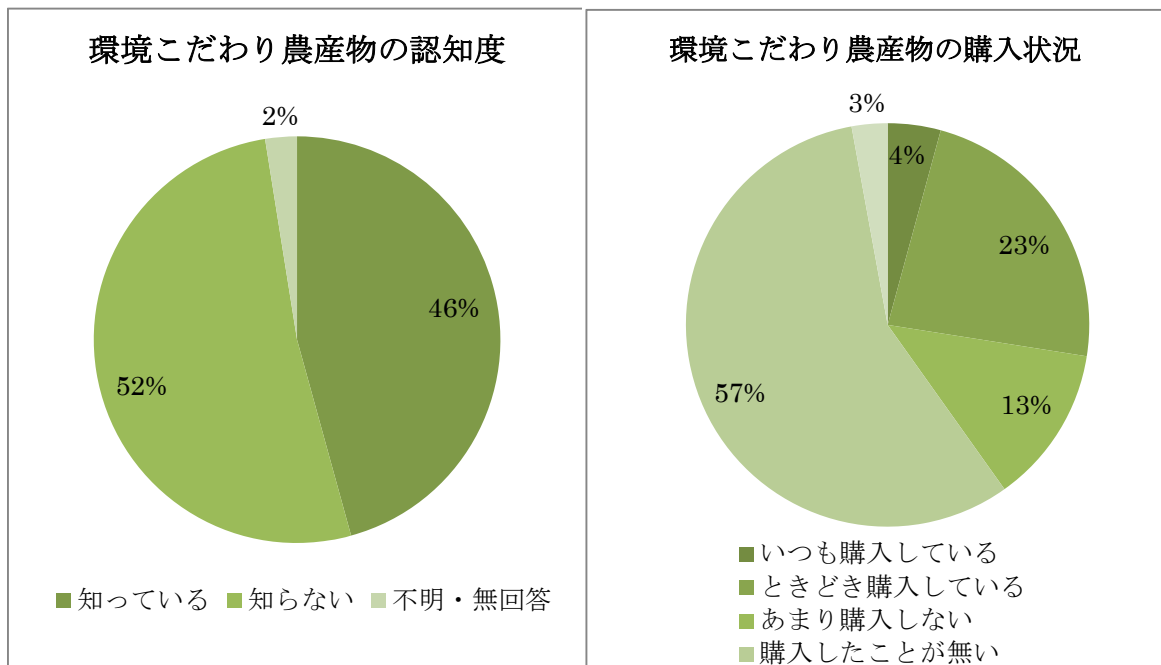


図6 県政世論調査結果(環境こだわり農産物関係)(H30)

(2) 流通面

- ・環境こだわり農産物は、有利販売されている事例もありますが、一般の農産物と同程度の価格で扱われる事例が多くあります。
- ・このため、手間をかけてより安全・安心な農産物として生産されているにもかかわらず、環境こだわり農産物としての表示がされず、一般の農産物と区別なく取り扱われているものがたくさんあります。
- ・野菜などについては、生産量が少なく、常時購入できる店舗が限られており、消費者が選択して購入できる環境には至っていません。
- ・こうしたことから、環境こだわり農産物と一般の農産物との差別化を図るとともに有利販売・流通拡大に向けた取組の強化が必要となっています。

3 新たな動き（オーガニック農産物の市場拡大の可能性）

（1）生産状況と消費者ニーズ

- ・オーガニック農業は、品質や収量が不安定なことや労力等コストがかかるなどの課題があり、全国での取組面積は耕地面積の0.5%（H29・推計値）と少なく、滋賀県では全国より多いものの1%（H29）程度で、面積にして503ha（品目別内訳（H29）：水稻247ha、そば223ha、茶7ha、その他26ha）となっています。
- ・国が行った消費者調査では、オーガニック農産物等の購入意向は、「購入したいと思う」と回答した割合が64.6%と最も高く、次いで「現在、購入している」（18.0%）と高い関心が示されています。また、流通加工業者を対象とした調査では44.7%がオーガニック農産物等の今後の需要は拡大すると回答しています（H27 農林水産統計）。
- ・平成30年度に実施した滋賀県政世論調査では、オーガニック農産物に対する認知度は49.4%で（図7：意味を理解している回答の合計）、一般の農産物より4～5割高以上の価格帯でも購入する意思を示す消費者は2.8%でした。（図7）

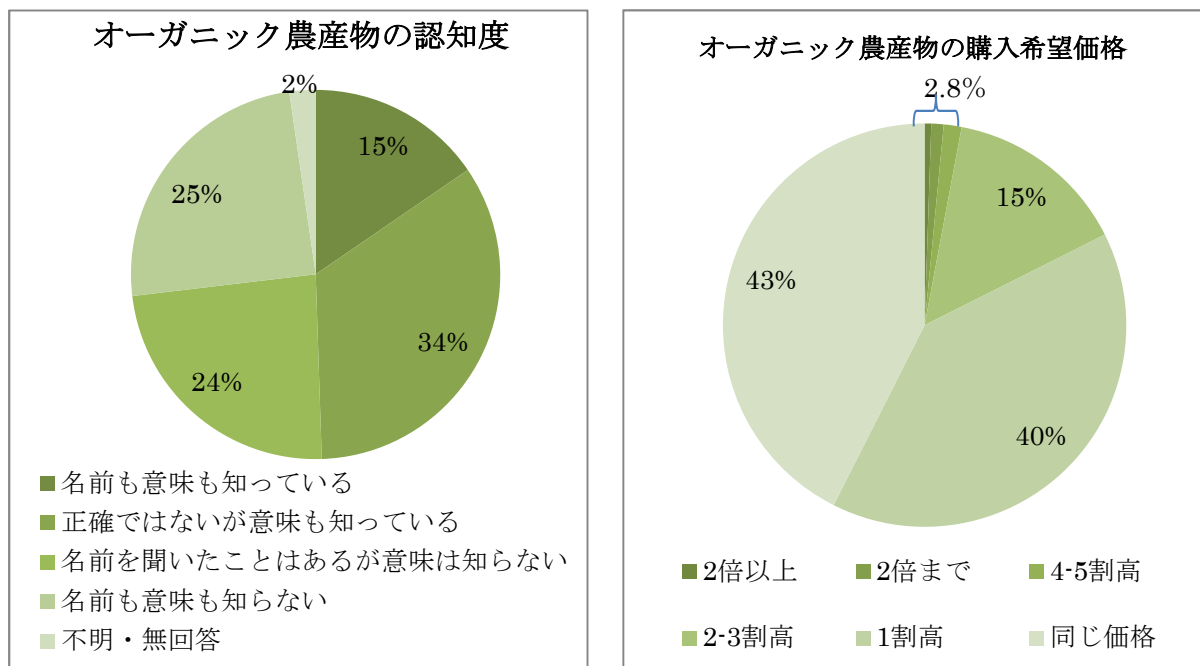


図7 県政世論調査結果（オーガニック農産物関係）（H30）

（2）流通状況

- ・生産量が少なく、小ロットの取り扱いとなるため、生産者による直販が中心となり、量販店への流通は少ない状況です。
- ・個々の経営体単位では、新たな販路開拓には限界があり、積極的な生産拡大を行いきにくい状況にあります。
- ・生産物に「オーガニック」と表示するために必要な有機JAS認証[※]の取得には、費用や事務負担が必要となる他、県内に認証機関も無く、認証取得に向けた支援体制も十分に整備されていません。

(3) 市場の変化

- ・国内の販売形態にも変化があり、有機農産物の農産物売上に占める割合を数年で3倍程度増加し、2020年には5%まで拡大する目標を掲げる量販店や、オーガニック専門スーパーが店舗数を拡大する等の動きが出てきています。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物の調達基準における推奨事項として「有機農業により生産された農産物」が位置づけられています。
- ・欧米におけるオーガニックの市場規模は日本よりかなり大きく（表3）、今後、日本においても店頭等で消費者が認知する機会が増えることで国内市場の拡大が期待されます（表4）。

表3 有機食品の市場規模（農林水産省）

	総売上額	食品市場 シェア	市場成長率 2014-2015
欧州	4.0兆円	—	7.5%
米国	4.8兆円	5%	11%
日本	0.1兆円	1%未満	—

表4 オーガニックライフスタイル EXPO 来場者数

	2016	2017	2018
来場者(人)	19,790	22,992	24,542
伸び率	初開催	16.2%	6.7%

(4) 栽培技術の開発と普及

- ・県農業技術振興センターにおいて、水稻、茶のオーガニック栽培の試験を行い、栽培技術の体系化を進めており、普及の目途が立ってきたところです（写真1）。
- ・また、水稻や茶においては、栽培研修会や実演会の実施により、多くの農業者等が今後、経営に取り入れる新しい取組として関心を示しています。



写真1 オーガニック栽培実証ほ場と「栽培の手引き」

第3 長期的な目標

環境こだわり農産物のブランド力が高まり、県内外の消費者に求めていただくことで、環境こだわり農業に取り組む農業者の所得向上につながり、もって、環境こだわり農業の持続的発展とさらなる琵琶湖等の環境保全に資することを目指します。

第4 基本方針

環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの生産拡大・消費者の理解促進の取組に加え、新たに環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を展開するとともに、化学合成農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります（図8）。

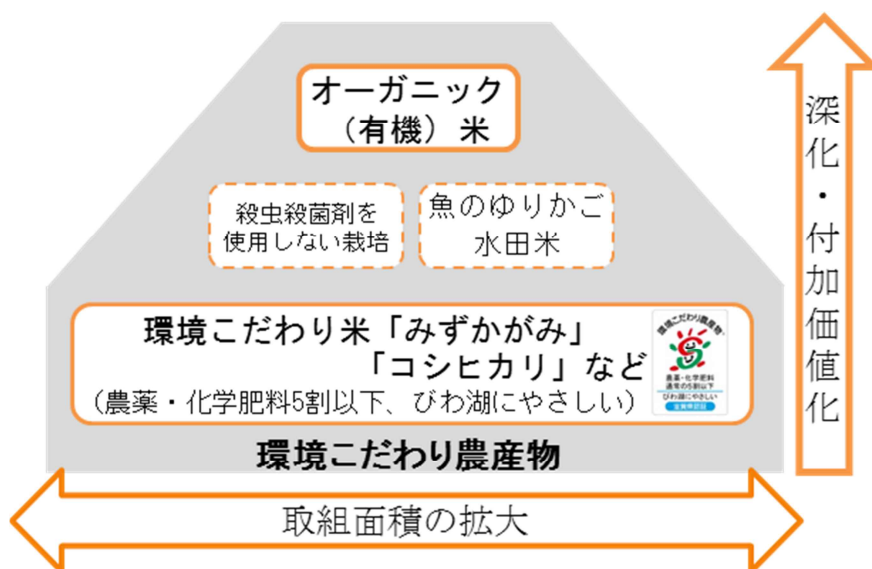


図8 取組のイメージ（水稻）

本計画書での用語の定義

○オーガニック農業＝有機農業

化学合成農薬・化学肥料を使用しないこと、ならびに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

○オーガニック農産物＝有機農産物

オーガニック農業で生産された農産物のうち、国の有機 JAS 認証制度の基、認証機関の認証を受け生産された農産物

○オーガニック米＝有機米

「オーガニック農産物」として認証機関の認証を受け生産された米

第5 施策の方向と成果目標

重点施策1：環境こだわり農業の一層の拡大

(1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- ・次に掲げる取組を推進するなど、農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術等の開発・普及を推進するとともに、きめ細かな栽培指導に努め、環境こだわり農産物の生産の安定化と拡大を図ります。
 - ◇夏期の高温にも強く病害抵抗性を有した品種の育成などの新たな技術開発や代替技術の導入、化学合成農薬の効果的な使用の促進により、化学合成農薬の一層の削減を推進します。
 - ◇家畜ふん堆肥[※]等の有機質資源の利用やカバークロープ[※]の作付けなどの自然循環機能を高める取組の普及により化学肥料の一層の削減を推進します。
 - ◇ICTの導入によるきめ細やかな用水管理や肥培管理による節水や化学肥料の一層の削減を推進します。
 - ◇集落ぐるみによる農業排水対策[※]に関する啓発活動を推進するとともに、浅水代かき[※]等の営農技術の実践を促進し、農業濁水の流出防止につなげます。
- ・直接支払交付金を活用するなどして、組織や集落ぐるみによる環境こだわり農産物のまとまった栽培を促進します。

(2) 県内外への発信

①消費者の理解促進・認知度向上

- ・環境こだわり農業の意義や環境保全に資する効果、農業者の努力などを発信することにより、消費者の認知度向上、理解促進を促し、環境こだわり農産物の利用拡大につなげます。
- ・各種のメディアやインターネットを活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信を行うとともに、消費者に環境こだわり農産物がより認知されるようPRに努めます（写真2）。
- ・琵琶湖の水を利用している流域（県内・京阪神等）の消費者を中心に、環境こだわり農業が琵琶湖の水質保全につながる日本一の取組であることについて積極的に発信し、理解促進、消費拡大につなげます。
- ・こだわり滋賀ネットワーク[※]などの消費者が中心となって活動する団体等と協働し、消費者と生産者や流通販売業者とのつながりを深め、環境こだわり農業への理解を促進します。



写真2 環境こだわり米・みずかがみの TVCM と店頭 PR

②生産者の取組

- ・生産者および生産者団体等が生産した環境こだわり農産物について、積極的に環境こだわり農産物認証マークを表示し、出荷・販売するよう推進します。

③県内外事業者の取組

- ・飲食店や事業所食堂等において、環境こだわり農産物が積極的に利用されるよう推進します。
- ・「おいしが うれしが」キャンペーン※登録事業者に対して、環境こだわり農産物の販売や取扱いを働きかけます。
- ・琵琶湖の水を利用している流域の県外事業者を中心に、「食べることで、琵琶湖を守る」(写真3)を合言葉に、環境こだわり農産物の取扱が琵琶湖の水質保全につながる取組であることについて積極的に発信し、理解促進、利用拡大につなげます。



写真3 環境こだわり農産物のPR

④食育の推進

- ・子どもたちが環境こだわり農業やその琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるなど、環境こだわり農産物を用いた食育※を推進します(写真4)。



写真4 小学生向けDVDと副教材



○成果目標

項目	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積割合 ^注	45%	50%以上

注：主食用水稲総作付面積は約3万ha(2017)

継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状(2018)
環境こだわり農産物の認知度	45.7%

(県政世論調査)

重点施策2：環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた新たな取組

(1) 水稻

- ・平成30年3月に近江米振興協会で策定された「近江米・生産流通ビジョン」に基づき、主に家庭用として流通する「みずかがみ」と「こしひかり」は環境こだわり米として作付けするよう推進します（図9）。
- ・全量環境こだわり栽培を条件とした「みずかがみ」の需要に応じた生産の拡大を推進します。
- ・環境こだわり米「こしひかり」について、卸売事業者や大口の販売店等との安定取引に対応できるよう、農業団体・集荷事業者の協力のもと他の米と区別した管理を徹底し、まとまった量での流通を促進します。
- ・全量環境こだわり栽培である「みずかがみ」に加えて、環境こだわり米「こしひかり」を新たな商品としてパッケージを作成するなどし、販売対策を実施します（図9）。
- ・オーガニック米※および魚のゆりかご水田米※を環境こだわり米の象徴として全国へ情報発信するとともに、流通対策を一体的に進めることで、「環境こだわり米」全体、さらには「近江米」全体のブランドイメージの向上・消費拡大を図ります（図10）。

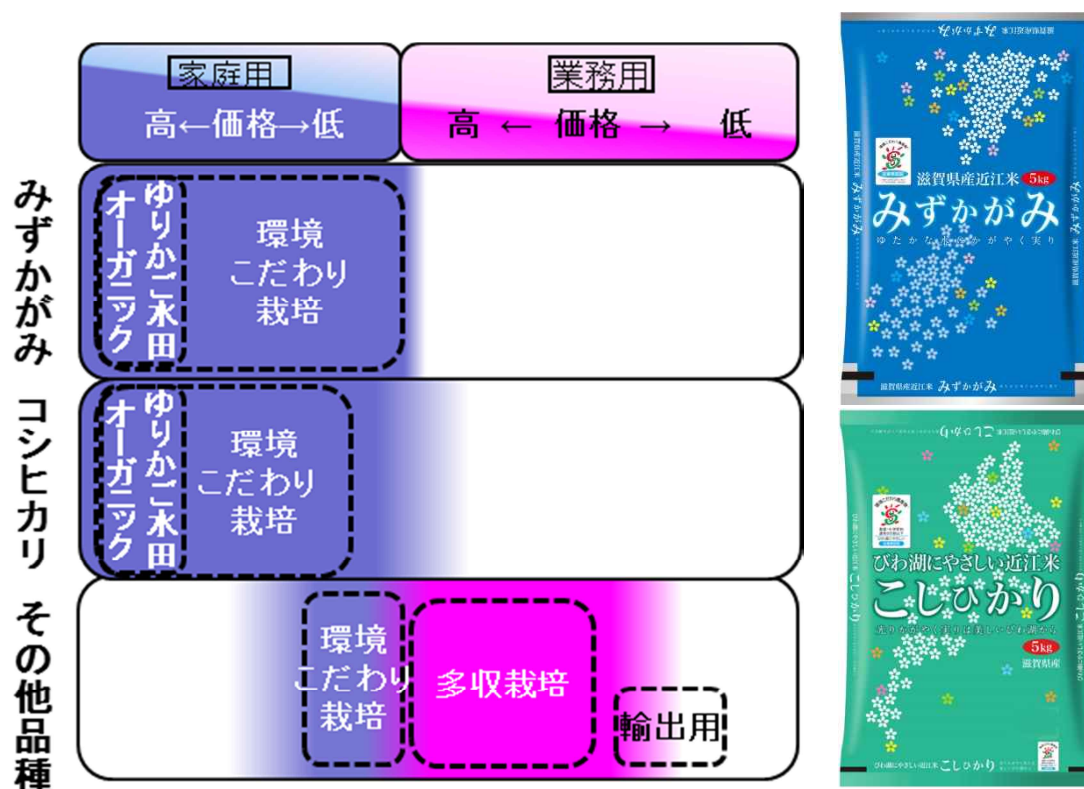


図9 近江米の品種別・用途別の作付方向（近江米生産流通ビジョンより作成）

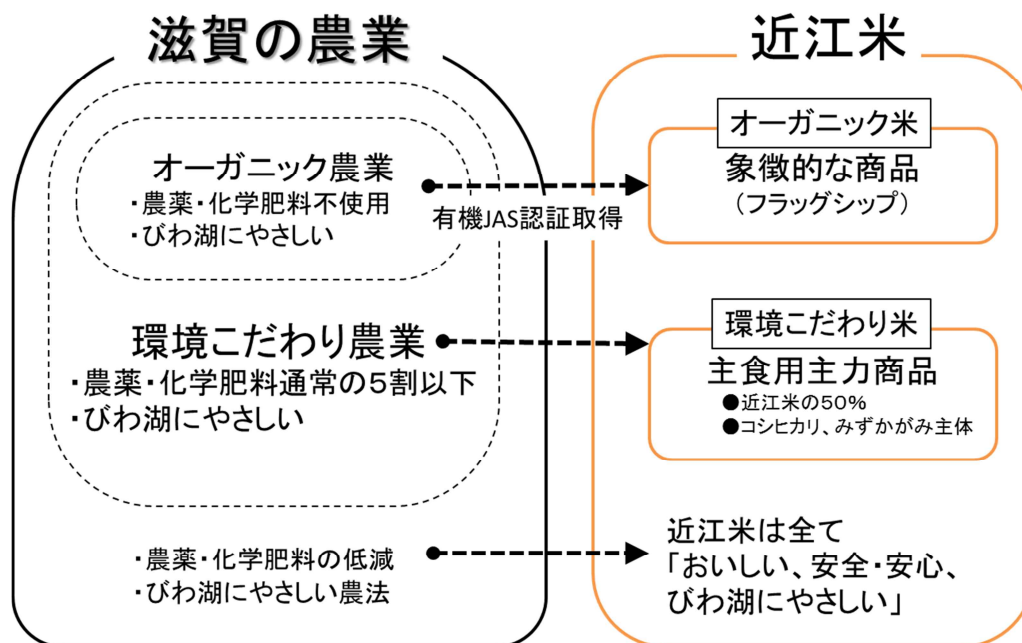


図 10 オーガニック米の導入によるブランドイメージの向上

(2) 野菜等園芸作物

- ・野菜等園芸作物については、環境こだわり農産物として生産・流通の拡大を進める重点推進品目を定め、全県で一体的なPRを行うなどにより、市場や量販店への流通拡大を図るとともに優位販売につなげます。
- ・農産物直売所や量販店等において、環境こだわり農産物専用コーナーの設置を促進します（写真5）。
- ・また、生産が少量の品目も積極的に出荷を促進し、環境こだわり農産物の品揃えの強化を促進します。



写真5 野菜等園芸作物の販売

(3) 加工食品での環境こだわり農産物（大豆等）の利用促進

- ・環境こだわり農産物の加工食品での利用、販売を促進します（写真6）。
- ・環境こだわり大豆等の集荷・流通過程での仕分けをすすめ、加工原料としての流通拡大を図ります。
- ・環境こだわり農産物を利用した6次産業化[※]や農商工連携[※]を推進します。



〇〇は環境こだわり農産物100%

写真6 環境こだわり農産物を使用した加工品の表示

○成果目標

項目	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米作付面積		
みずかがみ	2,575ha	3,000ha以上 ^{注1}
コシヒカリ	5,148ha ^{注2}	6,000ha
野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数	—	3品目以上

注1：需要に応じてさらに拡大

注2：コシヒカリ全作付面積11,656haの内数

継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状(2017)
環境こだわり米「コシヒカリ」の集荷量に対する出荷割合 ^注	37.8%

注：集荷事業者における、環境こだわり米コシヒカリとして集荷した量に対する環境こだわり米として出荷した量の割合（食のブランド推進課調査）

重点施策3 環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

(1) オーガニック農業の推進

①基本的な考え方

- ・オーガニック農業を琵琶湖を抱える滋賀ならではの象徴的な取組として推進し、環境こだわり農業全体のブランドイメージ向上を図ります。
- ・消費者等への理解促進・認知度向上に向け、重点施策1(2)①の取組と相乗効果が発揮されるよう一体的な情報発信・PRを行います。
- ・農業者がオーガニック栽培のほ場を選定される際には、稲麦大豆のブロックローテーション^{*}や周辺ほ場との関係に支障が生じないように地域内での合意形成が図られるよう推進します。
- ・県外流通を想定した場合、有機JASの表示が有効なことから、県内で検査員を育成するなど、有機JAS認証の取得を推進します。

②栽培技術の開発・普及

- ・国など他の試験研究機関等から情報収集を行い、必要とする農業者等へ提供できるよう努めます。
- ・オーガニック農業の相談窓口を設置して新たに有機農業に取り組もうとする農業者に対して、技術的な支援や経営への助言等を行います。
- ・当面は、試験研究機関による技術開発が進み、技術普及の目途が立った水稻と茶について推進を図ります。
- ・農業者が取り組みやすく、収益が見込める生産技術等の開発・普及を図るとともに、きめ細かな栽培指導に努め、生産拡大と安定した収量・品質の確保を図ります。
- ・滋賀県立農業大学校において、オーガニック農業について学習する機会を作ります。

③水稻の推進

- ・「栽培の手引き」の作成や研修会等の開催を通じて、低コスト安定生産技術(目標収量7俵/10a)の確立、普及を図ります。
- ・経営規模20~30ha、内オーガニック栽培4~5ha、100万円以上の所得向上を経営モデルとし、経営の一翼を担う高付加価値アイテムとして推進します。
- ・従来から個人単位で取り組まれているインターネット販売や県内直売所における直販等を推進します。
- ・関係団体と連携し、まとまった需要が見込める首都圏を中心とした市場開拓を進め、大きいロットでの販売を目指します。
- ・販路開拓を行った上で、マーケットイン^{*}に基づく生産を基本に推進します。
- ・地域の統一ブランド「オーガニック近江米」として、美しい琵琶湖や滋賀県の風土をイメージさせるような統一デザインの米袋を作成するなどし、琵琶

湖の保全にも貢献する滋賀県ならではの取組であることをPRするとともに、生産から販売までの企画・調整、ブランドコントロール*を行い、県域での産地化を進めます。

- ・JETRO*滋賀貿易情報センターと連携しつつ海外動向の情報収集に努め、輸出の可能性について検討します。
- ・これらの取組を通じて、将来的にはオーガニック農業（水稲）の取組が日本一となることを目指します。

④茶の推進

- ・国内におけるリーフ茶需要の減少への対応として、オーガニック茶の生産を拡大し、海外への市場開拓を進めるとともに、「近江の茶」のブランド力向上を図ります。
- ・有機栽培茶の安定生産技術（病虫害防除体系および有機質肥料施肥技術）の確立および有機 JAS 認証に適合する茶園管理技術を確立するとともに、研修会等によりオーガニック栽培技術を普及します。
- ・各産地においてオーガニック茶生産農業者、茶商等によるコンソーシアム*が形成され、マーケットインによる生産拡大が進むよう推進します。

(2) 琵琶湖と共生する「魚のゆりかご水田」の推進

- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による魚道設置等の支援により「魚のゆりかご水田」への新たな取組を促進するとともに、既存の組織における取組面積の拡大をすすめ、水田における生物多様性の保全を進めます。
- ・「魚のゆりかご水田」で生産される米の「魚のゆりかご水田米」としての認証を進めます(写真7)。
- ・ストーリー性を持った魚のゆりかご水田米のPR活動や現地における生きもの観察会等を通じて、消費者への共感と信頼を醸成するとともに、県内の農産物直売所において「魚のゆりかご水田米」の販売を促進します。
- ・集荷事業者と連携し、ロットを揃えて、首都圏等での新たな販路開拓に取り組みます。



写真7 魚のゆりかご水田米ポスター・直売所の販売風景・ロゴマーク

(3) 殺虫殺菌剤を使用しない栽培（除草剤のみ使用）の推進

- ・現状では、生協等との契約栽培により 125ha で取り組まれています。
- ・担い手への面的集積が進む地域等において、耕種的防除やいもち病抵抗性品種の導入等により、まとまった面積で殺虫殺菌剤を使用しない水稻栽培に取り組まれるよう推進します。
- ・オーガニック米や環境こだわり米の販路拡大を進める中で殺虫殺菌剤を使用しない米の需要を把握し生産につなげられるよう推進します。
- ・集荷事業者と連携し、生協等との契約栽培をすすめ、マーケットインによる生産を推進します。

○成果目標

項目	現状(2017)	目標(2022)
オーガニック農業（水稻）取組面積	247ha	420ha
オーガニック農業（茶）取組面積	7ha	12ha
魚のゆりかご水田取組面積	131ha	250ha

継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状(2017)
有機 JAS ほ場面積	186ha

（農林水産省公表値）

◆ 関連施策と連携した取組の推進

○琵琶湖の保全および再生に関する法律

- ・平成 27 年 9 月に公布・施行された「琵琶湖の保全および再生に関する法律（以下、「琵琶湖保全再生法」という。）」では、日本最大の湖である琵琶湖は後代に継承すべき「国民的資産」と位置づけられました。
- ・この国民的資産である琵琶湖を、恵み豊かな湖として保全再生していくため、琵琶湖保全再生法第 17 条では、国および地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及に努めるものとされています。
- ・琵琶湖保全再生法に基づき、環境に配慮した農業「環境こだわり農業」を推進することにより、琵琶湖の保全及び再生に寄与するとともに、その価値を幅広く県内外に発信します。

○持続可能な開発目標（SDGs）

- ・平成 29 年 1 月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標（SDGs）を県政に取り込むことを宣言しました。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が 2030 年までに取り組むべき 17 の目標です。
- ・環境こだわり農業は、SDGs の 17 の目標のうち、「②飢餓をゼロに」、「⑫つくる責任 つかう責任」、「⑭海の豊かさを守ろう」、「⑮陸の豊かさも守ろう」に主に関係しています。
- ・SDGs に関わる様々な主体に環境こだわり農業の趣旨を理解いただき、それぞれの立場から応援いただけるよう、オーガニック農業をはじめとする環境こだわり農業が SDGs の達成に向けた取組であることを県内外に広く発信します。



○世界農業遺産

- ・滋賀独自の農林水産業と文化、景観、生物多様性を全国に発信しながら、琵琶湖と共生してきた滋賀の農林水産業について、平成 31 年度の「世界農業遺産」認定を目指した取組を展開しています。
- ・この中で魚のゆりかご水田など環境こだわり農業の取組は、重要な取組として位置づけています。
- ・認定に向けたプロセスを通じて、県産農畜水産物の安全・安心の PR やブランド力の向上、環境こだわり農業のさらなる推進や観光資源としての活用を目指します。

第6 計画の推進

1 各主体の取組と連携

この計画を着実に推進していくためには、農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者が、それぞれの立場で以下の事項に主体的に、お互いに連携して取り組むことが求められます。

また、県は、この計画を実現するために、市町や国、関係団体と相互に連携・協力を図りながら取組を進めます。

(1) 農業者等

環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

- 化学合成農薬および化学肥料の削減や農業濁水の流出防止など、環境こだわり農業を積極的に実践します。
- 消費者に安全・安心な農産物を提供するとともに、琵琶湖や周辺環境を守りながら農業を行うという滋賀県農業者の誇りを持って、環境こだわり農産物の生産に取り組みます。また、認証マークを表示して、出荷を行います。
- 経営の一部として、可能な範囲でオーガニック農業に取り組みます（米・茶）。
- 積極的に農業生産工程管理（GAP）※に取り組みるとともに、栽培履歴等の生産情報を整備します。
- 国土保全、水源かん養、景観形成等の農業の有する多面的機能※が発揮されるよう、農地や農業用水等、資源の適正管理に努めます。

(2) 農業団体

農業者が環境こだわり農業にまともに取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

- 環境こだわり農産物を生産する部会や組織の育成や生産指導、産地化、販路の確保を行います。
- 環境こだわり農産物の流通を促進するため、販売店等のニーズを把握するとともに、集荷や保管等において環境こだわり農産物以外の農産物と区別した管理を徹底します。
- オーガニック米の販路開拓、作付提案を行います。
- 農産物の安全性の確保に関する指導や生産情報の発信を行います。
- 農業者に用排水の適正管理を指導するとともに、節水や反復利用など環境に配慮した農業水利施設※の整備とその適正な維持・管理を行います。

(3) 農産物販売業者

環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

- ニーズに即した生産が図られるよう、消費者の声を農業者等に伝えます。

- 環境こだわり農業への理解を深めるため、農業者等の取組を消費者に伝えるよう努めます。
- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に取り扱うとともに、環境こだわり農産物が消費者に広く認知されるよう、情報の提供や、認証マークを表示した販売に努めます。

(4) 消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物等の積極的な利用に努めます。

- 環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に利用します。
- 環境こだわり農産物やオーガニック農産物の利用が、琵琶湖等の環境保全に貢献するということを理解します。
- 環境こだわり農産物やオーガニック農産物に関する情報を他の消費者に伝えるよう努めます。

2 計画の進行管理と評価

- 年度ごとに、進行管理と評価を行い、環境こだわり農業審議会の審議を経て、その結果を公表します。
- 情勢の変化や目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料 用語解説 (50 音順)

数字・アルファベット

<p>■ 6次産業化</p> <p>1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すことを6次産業化といいます。</p>
<p>■ JETRO</p> <p>JETRO(日本貿易振興機構)は対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援を行う独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき設立された法人です。</p>
<p>■ SDGs</p> <p>持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が 2030 年までに取り組むべき 17 の目標です。</p>

ア行

<p>■ 浅水代かき</p> <p>代かき時、田面の水には、多量の土の粒子や肥料分 (栄養分)、稲わら等の有機物が混じっています。これらの流出を防ぐために、浅水状態 (土面が 7～8 割見える程度) で代かきを行うことを「浅水代かき」といいます。浅水代かきをすると、降雨時などに、畔 (あぜ) を越えて水が流出するのを防ぐとともに、田植前の落水も必要としません。</p>
<p>■ 「おいしが うれしが」キャンペーン</p> <p>県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動です。</p> <p>県は、滋賀県産の食材 (農産物・畜産物・水産物等) やその商品 (料理) を提供する店舗を「推進店」として、また、推進店と連携する生産・流通・加工事業者等を「サポーター」として登録しています。</p> <p>「推進店」や「サポーター」には、自らの創意工夫と費用により、滋賀県産食材を使用した商品 (料理) の開発や PR に取り組んでいただいています。</p>
<p>■ オーガニック農業＝有機農業</p> <p>化学合成農薬・化学肥料を使用しないこと、ならびに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。</p>
<p>■ オーガニック農産物＝有機農産物</p> <p>オーガニック農業で生産された農産物のうち、国の有機 JAS 認証制度の基、認証機関の認証を受け生産された農産物</p>
<p>■ オーガニック米＝有機米</p> <p>「オーガニック農産物」として認証機関の認証を受け生産された米。</p>

力行

■家畜ふん堆肥

堆肥とは、原料である有機物を微生物によって分解し、作物が吸収しやすい状態にした肥料のことをいいます。主に、牛ふん、豚ふん、鶏ふんなどを原料にしたものを「家畜ふん堆肥」といいます。種類により効果に差はありますが、堆肥の施用は土づくり効果や土壌中の炭素貯留[※]効果が期待できます。

※炭素貯留（土壌の炭素貯留機能）：堆肥などの有機物や炭などを農地に埋設することで、温室効果ガスである二酸化炭素を土壌炭素として貯留するものです。

■カバークロープ

作物を作らない期間に土壌侵食の防止等を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物で、マメ科の場合は空中の窒素を固定し、農地に還元することで、作物の栽培時に必要な窒素肥料の施肥量を削減することができます。

■環境こだわり農業

化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のことをいいます。

■環境こだわり農産物

県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物のことをいいます。

■環境こだわり米

「環境こだわり農産物」として県の認証を受けた米のことをいいます。

■環境農業直接支払制度

農業が環境に及ぼす影響を減らすため、化学合成農薬・化学肥料の使用量の削減や、その他環境負荷を削減する技術を用いた営農方法に取り組む農業者等に対して、一定の要件のもとに行われる経済的な支援制度です。滋賀県独自の支援制度で、平成16年度から平成20年度まで実施されました。

■環境保全型農業直接支払交付金

農業分野において、生物多様性保全や地球温暖化[※]防止に積極的に貢献するために、平成23年度から始まった国の制度で、環境保全効果の高い営農活動に対して支援するものです。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」[※]の施行により、同法に基づく制度となっています。

※地球温暖化：地球の表面温度が長期的に見て上昇する現象で、20世紀後半からは、人間活動の拡大で、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の温室効果ガスの濃度増加による温暖化が大きな問題となっています。温暖化が進むことで、気象や生態系をはじめ、経済や食料生産などへの影響が懸念されています。

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律：平成27年4月1日に施行された法律で、農業の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらすものであり、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県および市町村が集中的かつ効果的に支援することを定めるものです。

■こだわり滋賀ネットワーク

優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的とした組織です。生産者、消費者、企業、団体、行政などの会員により構成されています。

生産者と消費者の交流会、滋賀の農や食に関する情報発信など、生産者と消費者のきずなを深める活動を行っています。

■コンソーシアム

協同事業体とも訳され、ある目的のために複数の団体に形成する組織のことです。

サ行

■魚のゆりかご水田

魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚にやさしい農業を実践している水田のことです。

■魚のゆりかご水田米

魚の遡上・産卵が確認できた魚のゆりかご水田で生産され、県の認証を受けた米のことをいいます。

■滋賀県環境こだわり農業推進条例

より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産を確保し、滋賀県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資することを目的として、平成15年3月に制定した条例です。

県、農業者等、農業団体、農産物販売業者、消費者の責務や役割、環境こだわり農産物認証制度などについて明記しています。

■食育

生きるうえでの基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいいます。

■生物多様性

あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系^{*}の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性を含めた幅広い考え方で

※生態系:湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境のことをいいます。

■世界農業遺産

世界農業遺産とは社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形作られてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムとして国連食糧農業機関（FAO）が認定する仕組みです。

タ行

■多面的機能

国土の保全や、水源のかん養（地表の水が地下水へ供給されること）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のことをいいます。

ナ行

■農業水利施設

農作物の栽培に必要な水を効率的に利用するためのダムやため池、頭首工、揚排水機場、用排水路等の施設をいいます。

■農業生産工程管理（GAP）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

■農業排水対策

主に、稲作の田植え時期において、水田から、多量の土の粒子や窒素・リンなどの肥料成分を含む農業排水の流出を防止する対策をいいます。

このような農業排水が河川や琵琶湖に流れ込むと、水質や景観が悪化するとともに、漁業にも影響を与えます。このため、浅水代かきなど、農業排水の流出を防ぐ農作業の実践拡大や、排水を用水として再利用する取組などを県内全域で行っています。

■農商工連携

農業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むものです。

■農地・水・環境保全向上対策

平成 19～23 年度の5年間、国の施策として実施された対策で、農地や農業用水、農村の自然環境を農家だけでなく、様々な人たちの参加によって守る「地域ぐるみの活動」と、これと一体となっていく「先進的な環境保全型の営農活動」の取組に対して支援をするものです。

本県では、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」と名付けられました。

ハ行

■琵琶湖の保全及び再生に関する法律

平成 27 年 9 月 28 日に施行された法律で、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針や実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることで、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることなどを目的としています。

第 17 条では、「環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興」が位置付けられています。

■ブランドコントロール

商品の企画・生産・製造から販促PRを経て小売店舗等での販売に至るまで、関係団体と連携し、一貫して取り組むことで、商品のブランド価値の継続的な向上を目指すものです。

■ブロックローテーション

集団で水稲の生産調整（転作）を行う際に、ほ場をいくつかのブロック（区画）に分けて、毎年、生産調整を実施するブロックを変えていく、田畑輪換の一方式です。滋賀県では、「水稲-水稲-麦・大豆」の3年4作が広く取り組まれています。

水稲で有機 JAS 認証を取得するには、同一のほ場で、3年以上連続して化学合成農薬や化学肥料を使用せずに栽培することが必要となるため、ブロックローテーションに取り組む地域では、地域との調整等が必要となります。

マ行

■マーケットイン

消費者ニーズを優先し、顧客視点で企画を考え、生産し、デザインを施し、商品開発を行うことで、作った物を売る「プロダクトアウト」とは対義語となります。

■みずかがみ

滋賀県で育成された水稲の品種名です。高温に強く、暑い夏でも品質が低下しにくく、程よい粘りと、まるやかな甘みが特徴で、冷めてもおいしく、お弁当やおにぎりにも最適な品種です。

ヤ行

■有機 JAS 認証

有機食品の JAS 規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関（H29 時点で国内 56 組織）が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機 JAS マーク（下図）を貼ることができます。

この「有機 JAS マーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。

認証に際しては、事業者が申請を行った登録認証機関より検査員が派遣され、生産及び保管に係る施設や生産工程の管理又は把握の実施方法等の実地検査および書類検査が行われ、その結果報告を受け、登録認証機関が認証の判定を行います。



滋賀県環境こだわり農業推進条例

平成 15 年 3 月 20 日
滋賀県条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境こだわり農業の推進に関する施策（第 7 条—第 12 条）

第 3 章 環境こだわり農産物（第 13 条—第 22 条）

第 4 章 環境こだわり農業の実施に関する協定（第 23 条—第 25 条）

第 5 章 滋賀県環境こだわり農業審議会（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条）

付則

前文

湖国の農業は、世界屈指の古い湖である琵琶湖の周りにおいてその営みが始まり、湖を取り巻く山々からの豊かな水、肥沃な土、穏やかな気候といった自然環境に恵まれながら、いにしえの時代から、人々の命の糧となる食料を生産するとともに、畿内の幾多の都にも供給するという重要な役割を担ってきた。

近年においても、湖国の農業は、都市近郊という社会的条件の下で、集落営農をはじめとする特色ある担い手により、米を中心とする多様な農産物を供給するとともに、その営農活動を通じて、豊かな農村社会と文化を築き、県土や自然環境を保全し、美しい田園景観を形成するなど、私たちの生活の安定や地域の発展に重要で多面的な役割を果たし続けている。

一方で、湖国の農業は、近年、米の生産過剰や担い手の減少、農村の過疎化など様々な課題を抱えるとともに、生産性の向上を追求するあまり、化学的に合成された農薬や肥料に依存するようになり、その結果、農業が本来有する自然循環機能が低下するだけでなく、ともすれば琵琶湖や河川の環境にも負荷を与えている。

今日、すべての資源には限りがあることが深く認識され、暮らしや経済活動等のあらゆる面において持続可能な循環型社会を形成していくことが求められる中で、私たちは、環境と調和のとれた農業生産活動を推進することによって、かけがえのない水資源である琵琶湖と共生する農業の発展を目指し、将来にわたり、消費者にとってより安全で安心な農産物を安定的に生産し、併せて、琵琶湖とそれを取り巻く田園を良好に保全し、そこに私たちの健康と心の安らぎを得たいと願う。

私たちは、この滋賀の地において、湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し、農業の有する自然循環機能を高める新たな取組として、環境こだわり農業を私たち県民が一体となって推進することを決意し、ここに滋賀県環境こだわり農業推進条例を制定する

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境こだわり農業の推進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項を定め、環境こだわり農産物についての認証、環境こだわり農業の実施に関する協定その他の必要な措置を講ずることによって、より安全で安心な農産

物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって本県の農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 慣行的使用量 化学的に合成された農薬（以下「化学合成農薬」という。）および化学的に合成された肥料（以下「化学肥料」という。）について、県内における使用量を勘案して、規則で定める農作物（以下「対象農作物」という。）の種類ごとに、県内の営農活動において慣行的に使用される量として知事が定める量をいう。
- (2) 環境こだわり農業 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するものをいう。
- (3) 環境こだわり農産物 第13条第1項の知事の認証を受けた農産物をいう。
- (4) 農業者等 農業を営む者（以下「農業者」という。）および集落を基礎として農業者が組織する団体その他の農業生産活動を共同して行う農業者が組織する団体のうち法人でない団体（代表者の定めのあるものに限る。）であって規則で定める要件に該当するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、環境こだわり農業の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、環境こだわり農業の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う環境こだわり農業の推進に関する施策との調整に努めるものとする。

(農業者等および農業に関する団体の努力)

第4条 農業者等および農業に関する団体は、対象農作物に係る営農活動その他農業に関連する活動を行うに当たっては、環境こだわり農業の実施に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(農産物販売業者の努力)

第5条 農産物の販売を業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、環境こだわり農産物の供給が図られるよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、環境こだわり農業に関する理解を深め、環境こだわり農産物の利用を促進する等環境こだわり農業の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 環境こだわり農業の推進に関する施策

(基本計画の策定)

第7条 知事は、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、環境こだわり農業の推進に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、農業者、農産物の販売を業とする者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の

意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(営農技術指針の策定)

第8条 知事は、農業者等が環境こだわり農業を行うに当たり、そのよりどころとなる営農に関する技術的な指針（以下「営農技術指針」という。）を策定するものとする。

2 営農技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる営農方法に関する事項

(2) たい肥その他の有機質資材の適正な使用に関する事項

(3) 農業排水の適正な管理に関する事項

(4) その他環境こだわり農業を行うに当たって必要な事項

3 知事は、営農技術指針を策定し、または変更したときは、これを公表するものとする。

(広報、啓発等)

第9条 県は、県民、農業者、農産物の販売を業とする者等の環境こだわり農業についての理解を深めるため、広報、啓発その他の措置を講ずるものとする。

(農業者等の取組の促進)

第10条 県は、農業者等による環境こだわり農業の取組を促進するため、環境こだわり農業に関する技術の習得および向上に必要な情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(試験研究)

第11条 県は、環境こだわり農業の効果的な推進を図るため、環境こだわり農業に関する技術の開発その他必要な試験研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(農業による良好な景観形成等)

第12条 県は、環境こだわり農業の推進を図るに当たっては、農業が多面的機能を有することにかんがみ、農業による良好な景観の形成および再生可能なエネルギー資源の供給の促進ならびに農業の自然循環機能の維持増進を図るため必要な施策を講ずるものとする。

第3章 環境こだわり農産物

(認証)

第13条 農業者等は、県内において次の各号のいずれにも該当する生産計画に従い農産物を生産したときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものである旨の認証を受けることができる。

(1) 対象農作物について作成されたものであること。

(2) あらかじめ適当である旨の知事の認定を受けたものであること。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る対象農作物の栽培方法その他必要な事項について調査を行い、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものであると認めるときは、その旨の認証をするものとする。

(生産計画の認定の申請等)

第14条 前条第1項第2号の生産計画が適当である旨の認定（以下「生産計画の認定」という。）を受けようとする農業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した生産計画を作成して知事に申請しなければならない。

(1) 栽培を行おうとする土地の所在地、区域および面積に関する事項

(2) 栽培しようとする対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項

(3) 生産計画の期間に関する事項

(4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定により生産計画の提出があった場合において、当該生産計画に定められた内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、生産計画を認定するものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす栽培方法を定めたものであること。

ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。

イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。

ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。

エ その他環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

(2) 栽培しようとする対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上であること。

3 知事は、生産計画を認定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くことができる。

4 第1項各号に掲げる事項を記載した生産計画であつて、その内容が第2項各号に掲げる基準に適合するものとして知事が別に定めるものは、生産計画の認定を受けた生産計画とみなす。

(生産計画の変更)

第15条 生産計画の認定を受けた農業者等（以下「計画認定農業者等」という。）は、当該認定に係る生産計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の認定について準用する。

(環境こだわり農産物の表示)

第16条 第13条第1項の認証を受けた農業者等。以下「認証取得農業者等」という。）は、当該認証に係る農産物またはその包装もしくは容器に、当該農産物が環境こだわり農産物であることを示す表示を付することができる。

2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(小分け業者による表示)

第17条 農産物の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、前条第1項の表示の付された環境こだわり農産物について、小分け後の当該環境こだわり農産物またはその包装もしくは容器に同項の表示を付することができる。

(氏名等の表示)

第18条 前2条の規定により表示を付す場合においては、当該表示を付そうとするものは、規則で定めるところにより、当該表示に併せて当該農産物を生産した認証取得農業者等（法人でない団体にあつては、認証取得農業者等またはその構成員）の氏名または名称その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(認証または承認の取消し)

第19条 知事は、認証取得農業者等または第17条の承認を受けた小分け業者（以下「承認小分け業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項の認証または

第 17 条の承認を取り消すことができる。

- (1) 次条第 1 項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。
 - (2) 詐欺その他不正な手段により第 13 条第 1 項第 2 号もしくは第 15 条第 1 項の認定もしくは第 13 条第 1 項の認証または第 17 条の承認を受けたとき。
- 2 前項の規定により認証を取り消された農業者等および承認を取り消された小分け業者は、当該認証または承認に基づき付された環境こだわり農産物であることを示す表示を抹消し、または除去しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定により認証または承認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(報告および調査)

- 第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、計画認定農業者等、認証取得農業者等または承認小分け業者に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者のほ場、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境こだわり農産物の情報提供等)

- 第 21 条 認証取得農業者等は、環境こだわり農産物の普及のため、その生産する環境こだわり農産物の種類、出荷時期、出荷先その他の情報を消費者に提供するように努めなければならない。
- 2 県は、率先して環境こだわり農産物を購入するよう努めるとともに、環境こだわり農産物の生産の状況に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(環境こだわり農産物の県内消費の促進)

- 第 22 条 県は、県民が環境こだわり農産物を購入することができる機会の拡大を図るため、環境こだわり農産物の生産および県内における供給の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 環境こだわり農業の実施に関する協定

(協定の締結)

- 第 23 条 知事は、環境こだわり農業の推進を図るため、県内において環境こだわり農業を行おうとする農業者等と環境こだわり農業の実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。
- 2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 協定の対象となる土地の所在地、区域および面積に関する事項
 - (2) 協定の対象となる対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項
 - (3) 協定の有効期間に関する事項
 - (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項
 - (5) 協定に違反した場合の措置に関する事項
 - (6) その他知事が特に必要と認める事項
- 3 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる基準
 - (2) 栽培しようとする対象農作物の作付面積が相当規模であるとして対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上であること。
 - (3) 協定の有効期間は、5 年間であること。
- 4 農業者等が協定を締結して環境こだわり農業を始めるに当たり第 14 条第 2 項第 1 号アに掲げる基準により難いと認められる事由がある場合は、前項第 1 号の基準のうち化学合成農薬および化学肥料の使用量に関する基準については、協定の有効期間のうち規則で定める期間に限り、同項の規定にかかわらず、規則で定める基準によることができる。
- 5 知事は、協定を締結する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くことができる。
- (県の支援)
- 第 24 条 県は、協定を締結している農業者等に対し、当該協定に基づく環境こだわり農業の円滑な実施のため必要があるときは、経済的助成その他の支援を行うことができる。
- (生産計画のみなし認定)
- 第 25 条 協定（第 23 条第 4 項の規定による基準によることとした協定を除く。）を締結している農業者等は、当該協定の締結または変更をもって、第 13 条第 1 項第 2 号または第 15 条第 1 項の認定を受けたものとみなす。

第 5 章 滋賀県環境こだわり農業審議会

(滋賀県環境こだわり農業審議会の設置)

- 第 26 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県環境こだわり農業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境こだわり農業の推進に関する事項を調査審議する。
 - 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、環境こだわり農業の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- (審議会の組織等)
- 第 27 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(規則への委任)

- 第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章および第 4 章の規定は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

2 (略)

付 則（平成 19 年条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

食べることで、びわ湖を守る。



美しいびわ湖のために。



滋賀県環境こだわり農業推進基本計画
平成 31 年（2019 年）3 月
滋賀県農政水産部食のブランド推進課
（〒520-8577 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号）

お問い合わせ
T E L : 077-528-3895
F A X : 077-528-4881
E-mail : gc01@pref.shiga.lg.jp